

## 給付金額等の減額に関する約款の改定について

### 【改定の対象となる特約条項および改定箇所】

特約条項	改定箇所	掲載ページ
がん手術特約条項	第 17 条（手術給付金額の減額）	P. 2
がん入院特約条項	第 17 条（入院給付金日額の減額）	P. 3

具体的な約款の改定内容は次ページ以降に掲載していますので、ご参照ください。

給付金額等の減額に関する約款の改定について

【約款の改定内容】（がん手術特約条項の場合）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第17条（手術給付金額の減額）</p> <p>(1) 保険契約者は、手術給付金額を減額することができます。ただし、減額後の手術給付金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によって、この特約の手術給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。</p>	<p>第17条（手術給付金額の減額）</p> <p>(1) 保険契約者は、手術給付金額を<u>主契約の給付金額(注)</u>と同じ割合で減額することができます。ただし、減額後の手術給付金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。</p> <p>(2) <u>主契約の給付金額(注)を減額した場合には、この特約の手術給付金額を同じ割合で減額します。</u></p> <p>(3) 本条(1)および(2)の規定によって、この特約の手術給付金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。</p> <p>(注) <u>主契約ががん治療支援保険契約またはがん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）契約である場合は、診断給付金額および入院給付金日額をいいます。</u></p>
(後 略)	(後 略)

給付金額等の減額に関する約款の改定について

【約款の改定内容】（がん入院特約条項の場合）

改定後	現 行
(中 略)	(中 略)
<p>第17条（入院給付金日額の減額）</p> <p>(1) 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。</p> <p>(2) 本条(1)の規定によって、この特約の入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。</p>	<p>第17条（入院給付金日額の減額）</p> <p>(1) 保険契約者は、入院給付金日額を<u>主契約の診断給付金額と同じ割合</u>で減額することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。</p> <p>(2) <u>主契約の診断給付金額を減額した場合には、この特約の入院給付金日額を同じ割合で減額します。</u></p> <p>(3) 本条(1)および(2)の規定によって、この特約の入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。</p>
(後 略)	(後 略)